アストマックス投信投資顧問株式会社

信用リスク集中回避のための対応実施のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

弊社が設定・運用しております以下のファンドにつきまして、一般社団法人投資信託協会の定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2「信用リスク集中回避のための投資制限」における「株式等エクスポージャー」が一時的に10%を超過したため、同条の規定に従って基準比率以内となるよう調整を行いました。

つきましては、同協会の定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の 2の規定に基づき、ここにお知らせいたします。

記

信用リスク集中回避のための対応を実施したファンド

ファンド名	投資制限超過日	調整終了日
PHEIM ASEAN株式ファンド	2018年1月4日	2018年1月5日

以上